

平成26年2月28日

事業主各位

加入員各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

厚生年金基金制度見直しに関する法律改正に伴うアンケート調査
(平成25年11月6日実施) 結果の報告について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事務運営につきまして、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、制度移行の検討に先立ちまして、当基金の設立事業所各位の退職金制度の状況並びにご要望及びご意見について、ご理解とご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、標記のアンケート調査票を回収・集計のうえ、先に開催された第62回資産運用委員会、第143回理事会及び第92回代議員会において、次のとおり、報告されました。

このたびの改正法は平成25年6月26日付で公布され、平成26年4月1日から施行の見込みです。

本稿作成時現在、この政令および政令を技術的に読替える省令が未だ公布されてなく、その実施要綱を示す施行通知等の通達についても未だ発出されておられません。

当基金といたしましては、先ず代行部分の資産を保全しつつ、さらに加算部分の資産をさらに上積みし、これら政省令、通達ならびに役員、代議員をはじめとする事業主、加入員の皆様方のご意見(アンケート調査の実施等)を踏まえつつ、金属プレス業界における年金制度のあり方を念頭に、多角的に検討を重ねることが肝要と存じます。

一方、この改正法は、現行の厚生年金基金制度を継続するためには、施行後5年間までに段階的に、代行部分の債務(最低責任準備金)に対して150%以上の純資産を積上げ、さらに、施行後5年経過以降は常にその高い積立水準の維持を求める甚だ厳しい基準となります。なお、平成25年12月31日基準における当基金の積立水準は105%の状況です。

このため、企業年金基金(DB)等への移行を促す改正法の規定を検討するなど、現実的な選択肢(代行返上DB移行…政府に代行部分を返上《事業主及び加入員の3分の2以上の同意が必要》)すると共に、権利義務を承継し《全ての加入事業所毎に加入員の過半数の同意が必要》、「全ての受給権者、待期者及び加入員」と共に企業年金基金(DB)へ移行。**解散DB設立**…政府に代行部分を返上《事業主及び加入員の3分の2以上の同意が必要》のうえ残余財産を「受給権者・待期者・加入員」で分配し解散すると共に、DB加入希望事業所がその加入員分の分配金を原資にDBを「加入希望事業所及びその加入員のみ」で設立。**清算による解散**…政府に代行部分を返上《事業主及び加入員の3分の2

【裏面に続きます】

以上の同意が必要》のうえ、残余財産を「受給権者・待期者・加入員」で分配清算による解散。)を模索しつつ、設立事業所の事業主および加入員ならびに受給権者の皆様方の利益を守るべく最大限の努力を重ねてまいり所存です。

当基金では、制度移行の選択肢について、アンケート調査による加入事業所の現状とニーズを念頭に、政省令の公布及び通達の発出を待って、基金の財政状況を踏まえ、今後明らかになる政省令等の内容を検証した上で、制度移行について検討してまいります。

記

1. 回収状況（平成26年1月31日現在）…

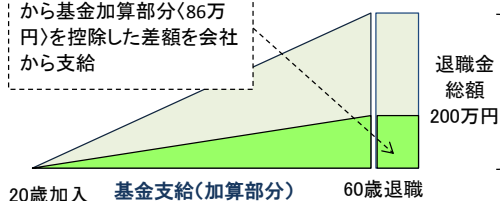
回答事業所298社／加入事業所312社（回収率95.51%）

回答対象加入員15,924人／現存加入員15,990人（回収率99.59%）

2. 基金の支給が退職金の内枠か外枠かの区別

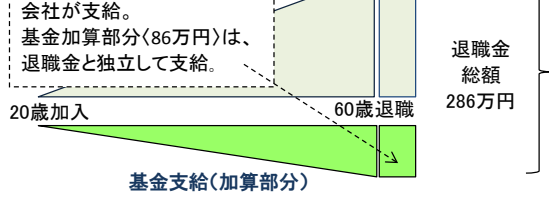
(1) 退職金の内枠設計となっている場合

退職金の全体(200万円)から基金加算部分(86万円)を控除した差額を会社から支給



(2) 退職金の外枠設計となっている場合

会社の退職金(200万円)は会社が支給。基金加算部分(86万円)は、退職金と独立して支給。



①当基金の加算部分が「退職金規程の内枠」の事業所… 13社

②当基金の加算部分が「退職金規程の外枠」の事業所… 283社

3. 退職金制度の種類

自社積立、DB（確定給付）、DC（確定拠出）、キャッシュバランス、中小企業退職金共済（中退共）、特定退職金共済（特退共）

4. 制度移行に対するご意見

厚生年金基金として存続を望む加入事業所が僅かにある一方、制度移行の受け皿（代行返上、解散DB設立）と、清算による解散を望む加入事業所にご意見が分かれました。